

## 前回会議の議論の整理

### 論点1：専門職大学等を23区内の定員抑制の対象とすることについて

専門職大学は平成29年の改正学校教育法により創設された新たな学校種であり、地方大学・産業創生法による23区の定員抑制の検討がなされる中にも、その設置に向けた準備が関係者で進められてきた。このため、経過措置として、平成31年4月の制度化以降5年間は23区の定員抑制を適用しないこととされている。

専門職大学の設置状況や定員抑制の例外事項も踏まえ、令和6年3月に、定員抑制に係る経過措置の終了後に、必要な措置はあるか。

【参考】東京23区内の大学定員抑制に係る例外（経過措置を除く）

- ・同一設置者による学部等(※)のスクラップ&ビルド ※ 大学の学部、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程
- ・異なる設置者間による学部等のスクラップ&ビルド
- ・外国人留学生に限定した特別枠の創設
- ・修業年限の後半1/2以上を一都三県外で修学させる場合
- ・就業者に限定した特別枠の創設
- ・退職者・休職者に限定した特別枠の創設
- ・満30歳以上の者に限定した特別枠の創設
- ・修業年限の延長
- ・主婦・主夫に限定した特別枠の創設

#### <現状>

■ これまでに認可された専門職大学等は、専門職大学19大学21学部31学科、専門職短期大学3大学3学科、大学に設置された専門職学科1学科。

■ 開設された分野は多岐にわたる。

ファッション、健康・リハビリテーション、美容、動物看護、  
起業・経営（情報経営イノベーション、事業創造、生産環境経営等）、  
自動車工学、情報・デジタル、芸術、アニメ・マンガ、観光 など

■ 5大学1短大が東京23区内に立地。

国際ファッション専門職大学、情報経営イノベーション専門職大学  
東京国際工科専門職大学、東京保健医療専門職大学  
東京情報デザイン専門職大学、ヤマザキ動物看護専門職短期大学

■ これまでに認可された専門職大学等の入学定員数は、専門職大学2512名（うち編入12名）、専門職短期大学260名、専門職学科40名。収容定員数は、専門職大学10,030名、専門職短期大学680名、専門職学科160。

■ 令和4年度入学者784名のうち地方(※)からの出身者は299名(38.1%)。

(参考：23区内の大学全体では、入学者のうち地方出身者の割合は24.9%)

(※) 当会議資料における「地方」とは、特に断りのない限り東京圏（東京、千葉、埼玉、神奈川）以外の道府県を指す。

(第1回会議における意見) ※配布資料を含む

- 専門職大学の開設が期待される分野のうち、情報、クールジャパン分野（ファッション等）の先端企業は東京23区内に集中している。臨地実務実習受入れ先、実務家教育の確保、卒業生の就職先などの面から23区は最適地。（北畑委員）
  
- 専門職大学の 신설、定員増は23区大学生増加の主たる原因ではない。23区内で2021年度までに2万4000人を超える収容定員増があったが、このうち専門職大学は754人であり僅か。（北畑委員）
  
- 定員抑制の効果がでていないのは、多くの例外があったため。規制を続けるのであれば、効果を減衰させるような例外は出来るだけ無くすべき。それが困難であれば規制を継続しないのが合理的。（秋山委員）
  
- 全体19校のうち5校と、東京都に比較的多く設置され、引き続き例外とすべき特段の事由が現時点で見当たらないことから、当初の予定どおり、令和5年度末で終了とすることが適当。（村岡委員）
  
- 専門職大学は少人数教育で教育効果は高いが、大学の財政負担が大きく、東京23区外での設置を促進するためには、規制に依存することなく、国、自治体による支援の拡充が必要。（北畑委員）

## 論点 2 : 大学進学時における人の流れの変化をどのように捉えるべきか。 令和 9 年度末までの検討に向け、どのような指標を把握すべきか。

令和 9 年度末までの検討に向け、＜現状＞に記載した数値のようなデータを定期的に収集する必要があるが、23 区への地方からの流入状況を表すものとして、どのような指標(※)が適切か。

定員抑制の効果を分析するにあたっては、どのような点に留意すべきか。大学生や進学希望者の意識など、把握しておくべき事項やデータはあるか。

(※) 指標として考えられる例

- 23 区内の学部学生数が全国の学部学生数に占める割合 (現状 18.3%)
- 地方における進学者のうち、23 区内の大学への入学者数の割合 (現状 6.2%) など

### <現状>

■2010 年以降、東京圏の転入超過数は概ね増加傾向が続いていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり 2020 年以降は大幅に減少。

※145,576 人 (2019 年) → 80,441 人 (2021 年)

■東京都への大学入学者超過数は、7 万人前後で推移。

東京圏への大学入学者超過数は、概ね減少傾向。

東京都 : 71,045 人 (2018 年) → 71,485 人 (2021 年)

東京圏 : 64,445 人 (2018 年) → 58,951 人 (2021 年)

■全国の大学の 2021 年における学生数は 273 万人であり、2007 年からの増加率は 1.0%。

一方で、東京 23 区の 2021 年における大学生数は 48.9 万人であり、2007 年からの増加率が 17.9%と全国を大きく上回る。

※ 全国 : 2,718,719 人 (2018 年) → 2,727,920 人 (2021 年)

東京 23 区 : 475,415 人 (2018 年) → 488,758 人 (2021 年)

■2021 年における 23 区以外の学生数は 224 万人であり、2007 年から 2.1%減。

■全国の学生のうち東京都は 25.2%。23 区は 17.9%。

■地方から東京 23 区への入学者は 2009 年以降 2 万 6 千人前後で推移。

地方の出身者で大学に進学した者のうち、東京 23 区に所在する大学に進学する割合は 6.2%。

■18 歳人口は特に地方において減少が大きい中であっても、東京 23 区への進学者は概ね一定の 2.6 万人で推移しており、地方の 18 歳人口に占める東京 23 区への入学者の割合は増加。(2012 年 : 2.8% → 2021 年 : 3.1%)

■東京都の入学定員数は約 16 万名と突出して多い。うち、23 区内での定員が 3/4 を占める。  
(約 12 万名)

■23 区内の入学定員は 2002 年から 2018 年にかけて大きく増加 (1 年間で平均して 1765 名の増加)。2018 年以降の 3 年間では、それまでの増加ペースの約半分となっている (年平均 943 名の増加)

■平成 31 年以降、例外規定に係る東京 23 区内の収容定員の増加として、文部科学省へ届け出がなされたのは約 2.8 万名。(うち、経過措置によるものが大半で、約 2.5 万名)

■令和 4 年 9 月に実施したアンケートでは、23 区内に立地する大学から以下の回答を得た。

- ・23 区の定員抑制を受け、23 区外に増員した(する)事例は 9 大学であり、収容定員は約 3000 名
- ・23 区の定員抑制を受け、これまでに 7 大学が定員増加を見送った。

■地元と異なる地域に進学した理由のうち割合の高いものは以下のとおり。

- ・親元を離れて、一人で生活したかったから 【男性：21.5%、女性 21.6%】
- ・自分が関心のある分野が学べる学校が、地元になかったから 【男性：20.7%、女性 22.7%】
- ・自分の学力に見合った学校が、地元になかったから 【男性：20.4%、女性 17.0%】
- ・進学先の地域に、憧れがあったから 【男性：14.0%、女性 13.5%】

※ 内閣府「新型コロナウイルス感染症が地域の働き方や生活意識に与えた影響に関する調査 (2021 年 1 月)」より

(第 1 回会議における主な意見) ※配布資料を含む

○若者にとって、大学進学は人生の選択肢を広げるためのものであり、特に職業の選択の可能性を広げるため。その観点から、地方に魅力的な職業があるということと、大学の教育がキャリアにとって魅力的であることが最も重要。(秋山委員)

○若者は大学進学先を決める際に生活コストの観点も考慮している。都市部に比べて物価が低い地方はアルバイトの時給も低いので、経済合理性を考えて避けられている面がある。(秋山委員)

○本規制は定員を「増やせない」ものであるので、地方大学が減っていないということが一つの効果といえる。(大森委員)

○規制の効果が、群馬県など東日本にはあるが他地域にはないなどの傾向があるかもしれないので、日本全国で効果があるか検証をすることが必要。(大森委員)

- 大都市以外では高校生にとって学びたい分野を学べる学校が少なく、学びたい分野を求めて地元以外の大学に進学していることが想定される。大学の数自体も少ないため、進学したいと思える大学も大都市圏に比べて少ない。（小林委員）。
- 高校生が地元に残る理由として、下宿や仕送り等の経済的負担を気にしており、南関東以外では親から地元に残るようにとの回答が相対的に多く、保護者の影響が少なくない。（小林委員）
- 大都市圏（特に南関東）以外の高校生は、地元への就職や地元へ貢献したいという志向が相対的に高くなっている。その一方で、地元以外に就職したいという理由で地元以外に進学している高校生は南関東と比較して多い。このことから、単に大学に進学するということだけではなく、中高生のころからの地元産業の理解や、地域への就職に向けた興味喚起、地域に貢献できるキャリア形成等の提示が地元進学を積極的に選択する要素となり得る。（小林委員）
- 大都市圏の高校生は、自宅から通えることを重視しており、そもそも地元から出る必要性を感じていない。（小林委員）
- 東京 23 区の大学の定員規制と 23 区の大学の規制を始め今般の措置が地方大学の振興や地方における若者の修学・就業を通じた地方創生という目的に適した政策であるか否かについて、明確な KPI を定めるなどにより検証し効果を公表していただきたい。（西原委員代理）
- 多くの地方では、若者は進学時に県外に出ていき、就職で県内に戻ることは稀である。大学数が少ない県において若者の流出を止めるためには、これ以上、地方の大学の減少や東京の大学の学生受入れ拡大を食い止める必要があり、法律による規制の見直しはまだ先であるべき。（大森委員）
- 東京 23 区の規制の早期撤廃をお願いしたい。（西原委員代理）
- 東京 23 区においては大学の学部等の収容定員について抑制措置が講じられているが、既に投資・機関決定を行っている場合は例外となっていることで、依然として東京都内の大学の学部学生数が増え続けている状況にある。東京 23 区の定員抑制

は未だ目的が達成されていない状況であるため、東京 23 区内の大学等の定員抑制策については、引き続き継続すべき。（村岡委員）

○社会ニーズの高い人材育成（STEAM 人材育成や数理・データサイエンス等の分野など）を目的とする学部・学科の新設等については、「第三者機関等」により、必要性・合理性を判断した上で、これを認める例外措置を講じていただきたい。（西原委員代理）

○工業（場）等規制法の影響もあり、東京の 23 区と 23 区外にまたがって、キャンパスを設置している大学が多くあるが、この定員規制によって、各キャンパスの立地条件や教育の内容の整合性を見た上での、文理横断教育や理工系強化等の時代に即した学部再編、大学改革を有機的に進めることができない。（西原委員代理）

○大学のスクラップは企業と異なり学生や教員がいるので、長い時間を要する。また、主に学生納付金を教育研究の原資としている私立大学は、スクラップに伴う収入の大幅な減少を見越した上でのビルドも非常に困難。23 区内に定員を増やすことができないために、逆に他を減らすこともできにくくなり、時代に即した学部・学科の再編ができない。このような停滞は国際競争力の低下へとつながっていく。（西原委員代理）

○デジタル人材については、現状は数が少ないだけでなく、特に都市部に偏在をしており、地方に少ない状況。地方にはデジタル人材育成に意欲的な大学が多く、東京 23 区内でないと人材育成ができないということはない。地方の取組の担い手となる人材については、地方での育成を手厚く進めていくことが重要。（村岡委員）

○定員抑制の効果が出ていないのは、多くの例外があったため。規制を続けるのであれば、効果を減衰させるような例外は出来るだけ無くすべき。それが困難であれば規制を継続しないのが合理的。（秋山委員） ※再掲

### 論点3：感染症の拡大や教育のデジタル化も踏まえ、地域における若者の修学・就業を促進するためには、どのような方策が考えられるか

地方大学・産業創生法にて創設された地方大学・地域産業創生交付金を始めとして、これまでも様々な取組みにより地方における産業創生や地域での修学・就業を進めてきたところ、地域の取組を一層加速させるためにどのような方策が考えられるか。

特に、感染症の影響により、学生の地元志向の高まりや、学修のオンライン化といった動きが変化として挙げられる中であって、「地域分散型」の学修を普及・促進させるためにどのような方策をとるべきか。

#### <現状>

- 地方大学・産業創生法にて創設された地方大学・地域産業創生交付金によって、地域産業創生の駆動力となり特定分野に強みを持つ地方大学づくりを支援しており、これまでに10件の採択実績がある。
- 地方大学の魅力向上や、大学と地元産業界の連携による課題解決のために、「地域活性化人材育成事業（SPARC）」や「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R）」などの取組がなされている。こうした地方大学に対する支援に関しては、政府の取組が「地域中学・特色ある研究大学総合振興パッケージ」として令和4年2月に総合科学技術・イノベーション会議においてまとめられた。
- 地域における人材育成や若者の就業促進は、大学も含めた地域の関係者によりコンソーシアムなどの場において議論がされる中、政府としても、地方での就業の促進を一層に進めるため、奨学金返還支援による若者の地方定着や地方創生インターンシップなどの取組を推進している。
- 地域での学修に関しては、都市部に本部を設置する大学による取組も少なくはなく、立教大学陸前高田グローバルキャンパスを始めとしたサテライトキャンパスの形態以外にも、全国の自治体における約2か月の地域課題解決実習を通じて「地域人」を育成する大正大学地域創生学部や、「地域おこし研究員」として地域での実践的な研究開発を通じ、社会イノベーターを育成する慶応義塾大学（大学院政策・メディア研究科）の取組みなど多様な形態が挙げられる。
- 学修の形態に関する近年の大きな動きとしては、新型コロナウイルス感染拡大下の学修機会の確保の必要性を契機とした、遠隔教育の急速な普及・進展が挙げられ、教育未来創造会議や中央教育審議会においてもオンライン教育の促進が議論されている。
- 海外においては、オンラインによる講義と世界各地での実践によりトップレベルの教育を行う「キャンパスのない大学」であるアメリカのミネルバ大学のような事例もある。

■日本においても、例えば、2024年の設立を目指して準備中の「Co-Innovation University」においては、岐阜県高山市のキャンパスと全国の拠点をつないだ学びが構想されており、そこでもオンライン講義が重要となる。

(第1回会議における主な意見) ※配布資料を含む

- 若者にとって、大学進学は人生の選択肢を広げるためのものであり、特に職業の選択の可能性を広げるため。その観点から、地方に魅力的な職業があるということと、大学の教育がキャリアにとって魅力的であることが最も重要。(秋山委員) ※再掲
- 女子学生が卒業後、地方に戻らない理由としては、地域の古い価値観に縛られることに生きづらさを感じているため。(秋山委員)
- 定員割れをしている地方の大学でも良質な教育をしている大学はたくさんある。定員割れをしているから補助金を出さないなどではなく、定員が埋まるように積極的に地方の大学をエンカレッジしていくことが必要。(西原委員代理)
- 地域において、アイデアを実現するための人材が不足している。人材不足を自前で賄うのは難しいので、様々な人や組織が連携することが大事。大学がニュートラルな立場を活かし、ハブとしての役割を期待。(秋山委員)
- 地方の大学は小規模のため、規模に見合った額の支援があるとチャレンジしやすい。10億円を10大学に支援する予算があれば、5000万を200大学に支援する方が効果的。(大森委員)
- 東京の大学が地方にサテライトを設置するのはハードルが高いが、地方の大学を学習センターとして、共同で学位を出すような取組ができる良い。東京の大学はブランドと新しい知見を提供し、地方の大学は実践教育を提供する。教員もクロスアポイントで共有するような、大学間の学部等連携課程のような取組が出来ると良い。(大森委員)
- 地方では学びの選択肢が少なく、時代に合致した学問分野の充実が必要。(小林委員)

○個々の大学が総花主義から脱却し、独自のバリューを進学者に伝えることが必要。

（小林委員）

○地元就職率の向上と地域産業創出のため、大学と地域産業との一層の連携が必要。

（小林委員）

○地方大学が行う魅力ある地方大学の実現に向けた取組や、地域を牽引する人材育成の取組への支援の充実、さらには企業の地方分散、これにつながる地方大学の人材育成機能の強化が必要（村岡委員）。

○地方大学に入学または卒業後に地元に着した学生に対して一定のインセンティブを与える制度等、地域内での進学・就職を促す地方大学、地方自治体の取組への支援の拡充等も図ってほしい。（村岡委員）